



Title	帝政ロシア労働政策に関するエリ・エム・イワノフの見解
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 23(4), 147-177
Issue Date	1974-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31274
Type	bulletin (article)
File Information	23(4)_P147-177.pdf



[Instructions for use](#)

<紹介>

帝政ロシア労働政策に関する エリ・エム・イワノフの見解

荒 又 重 雄

ま え が き

ここに紹介しようとしているものは、レオニード・ミハイロヴィッチ・イワノフ Леонид Михайлович Иванов が、ア・エフ・ヴォヴチーク А. Ф. Вовчик の著書 *Политика царизма по рабочему вопросу в предреволюционный период* (1964) によせてかいた論文 *Самодержавие и рабочий класс : некоторые вопросы политики царизма* (*Вопросы Истории*, 1968, No. 6) である。小論ながら、ソヴェトにおける帝政ロシア労働政策論の水準を示すものとみられるものである。

エリ・エム・イワノフは、地味だが手ごたえのある数多の論文によって、わが国のロシア史研究者にその名を知られていた。とくにロシア労働者階級史の研究者としては、1959年にひらかれたロシア・プロレタリアート史に関する学術討論会の主報告者であったことや¹⁾、詳細な資料をもって全くあたらしい分野を次々に開拓することやで注目されてきた。だが、おしむべきことに、昨年この世を去った。*Исторические Записки* の第90巻に、カ・エヌ・タルノフスキー К. Н. Тарновский が追悼文をよせている。³⁾

- 1) その報告は、のち *Вопросы Истории* 誌1960年第3号に *Состояние и задачи изучения пролетариата России* として発表された。また西島有厚氏は主としてこの論文に依拠しながら「ソヴェトにおける労働運動史研究の最近の動向」、『労働運動史研究』第26号(1961年3月)を発表された。
- 2) 筆者は、イワノフのそうした研究の一つに依拠して「ロシア社会保険前史」、『北海学園大学経済論集』第20巻第2号(1972年9月)を発表した。また、イワノフの編集した小著『ロシア労働者階級史』や、プロレタリアートへの専制およびブ

ルジョアジエのイデオロギー的働きかけについてのイワノフの興味深い研究についても、機会をみて紹介したい。

- 3) K. H. Тарновский, Памяти Леонида Михайловича Иванова. Исторические Записки, No. 90, 1972, Москва.

カ・エヌ・タルノフスキーによれば、エリ・エム・イワノフは1909年生れで、1929年にコムソモル員としてヤロスラヴリ教育大学歴史経済学部に入學し、1932年にそこを卒業している。イワノヴォ市の夜間党学校の教師をつとめたのち、モスクワの国立歴史博物館付属大学院に入り、そこを1936年に終え、1年半の間革命博物館の説明員をつとめ、1937年の秋にソ連科学アカデミー歴史学研究所の研究員となった。1939年、「モスクワ県の国有地農民とキセリョーフの改革」というテーマでカンデイダートの学位を取得した。やがて軍務につき、除隊ののち研究所の *ученный секретарь* に任命された。さきの学位論文をもとにした論文は戦後になって発表された。1940年代なかばから、エリ・エム・イワノフの学問的関心は1905年革命の問題に移った。1946年から1948年のあいだ、彼はソ連科学アカデミー歴史学研究所の研究員としてとどまりつつ、同時にウクライナ科学アカデミー歴史学研究所の副所長をつとめた。彼は1905年革命の資料編纂の仕事にたずさわるとともに、1956年には「ウクライナにおける1905年—1907年の革命」という研究で博士の学位を得た。エリ・エム・イワノフの学問的関心は、1950年代のなかばにいたると、さらにロシア・プロレタリアートの歴史に移る。彼は、ソ連科学アカデミー歴史学研究所のソ連史資本主義期部門の指導者であるかたわら、「大10月革命の歴史的前提」をテーマとする学会 *научный совет* の副議長およびロシア・プロレタリアート史研究グループ指導者となった。そして、死の直前といってよいときまで、貴重な研究を続行していたのであった。

タルノフスキーは追悼文のなかでイワノフの学風の特徴についていくつかのことを記している。まず、イワノフの研究テーマは多岐にわたっており、「何らかの一つの大きなテーマあるいは問題の研究者」とはいえなかったのみならず、「テーマからの脱出 *выход из темы*」が彼に特徴的であった。つき

に、イワノフの研究は厳しく実証的であって、第一次資料を特別に研究することなく書かれたものはない。したがってまた、つねに前人未踏の分野を拓いていた。さらに、イワノフの研究は教条主義・公式主義に反対するものであって、たとえば、「ロシアの資本主義的進化の様々な局面における労働者階級の搾取の方法、性格、形態」を研究すべきだとして、公式的窮乏化論に反対し、プロレタリアートへのツァーリズムやブルジョアジーの影響も吟味すべきだとして、党の活動イコール労働者の自覚という公式的議論に反対していた。

エリ・エム・イワノフのこうした学風は、彼の活動経歴とあわせ考えるならば、ソヴェト・アカデミズムのある健全さを示す一つのタイプをあらわすものであったといえよう。すなわち、エリ・エム・イワノフは、自ら一人の学究であったばかりでなく、研究の組織者でもあった。彼は自分の研究の一つの労作としてまとめ上げるよりは、ソヴェトの学界への問題提起として同僚・後輩たちの頭脳の中に投げ入れることをえらんだ。彼は労多き史料編纂活動にたずさわり、また、たとえば社会保険史の研究にみられるように⁴⁾、あたらしい分野を一次資料をもって開拓してみせ、あるいはこれから紹介しようとしている研究にみられるように、注目すべき成果に対しては詳細なコメントを付与して、以後の諸研究に方向づけをなそうとしていたのである。

4) 注3)を参照のこと。

専制と労働者階級

— ツァーリズムの政策の若干の問題 —

労働問題に関するロシア専制主義の政策は、ツァーリズムの対内政策の一部分であり、その本性は改革後の時期にわが国において形成された政治的の制度に源をもつものである。ロシアには、資本主義的諸関係の発展および資本主義社会の諸階級の出現と並んで、無制限の君主制、人民の政治的無権利が存続しており、立憲的民主的諸形態は全く欠如していた。これが対内政策において矛盾を生み出していた。すなわち、対内政策は一方ではどんな手段を

でもってわが国の政治的發展を遅らせ妨げようと試みていたが、他方では、大工業、鉄道建設、銀行、ブルジョアジーの掌中における土地の流動化、等々を助成する諸手段をとっていた。こうしたことがみな工場立法や警察的抑圧のみならず、プロレタリアートに対するイデオロギー的働きかけの諸方法をも含む広汎な分野をなすところの労働政策にも反映していた。

公刊された資料や文書（その中には革命前のものも含む）が、労働問題に関するツァーリズムの政策と結びついた諸問題のすべてに深い分析を与えていなかったなどとはいえない。¹⁾にもかかわらず、高等教育機関用の一般的教科書、教程、副読本においては、労働問題に関するツァーリズムの政策の複雑で多面的な合成物のすべては、通常、抑圧的警察的政策と発展しつつある労働運動への政府の反作用としての諸工場法の吟味とに集約されてしまっているのである。いわゆる「警察社会主義」の歴史には、それが特別な手段をもって労働運動の内部に浸透しようとの政府の試みであるといういみで、やや大きな注意が払われている。最近20年間に公刊された労働問題に関する研究や論文のうち、とりあげることのできるのは、イ・イ・シュェルマーギンの2冊の本、ア・エフ・ヴォヴチークの研究、集団労作の「ロシア労働運動小史」、エス・イ・レルマンとヴェ・ヴェ・ソローキンの論文くらいである。²⁾これらの中では、工場立法の歴史と労働運動に対する政府の斗争の個別的テーマとが検討されている。ア・エフ・ヴォヴチークの労作は例外であり、ここでは、労働運動が大きな規模に達し、政府の労働政策が一連の法律条文やその効力となってあらわれた1895年から1904年までの時期の専制の全政策の分析が試みられている。また最近、労働者階級との関係におけるブルジョアジーの戦術と行動の問題を提起する諸論文³⁾があらわれた。

研究者たちが工場立法に注意を集中するのは全く適切である。工場法制は決して国家権力のみによって創設されるのではない。それは、国家の利益、ブルジョアジーの利益、およびプロレタリアートが支配階級や上部支配層に自分たちの要求と革命的斗争によって与える圧迫、その三つの力の相互作用の結果だったのである。われわれは、工場立法の歴史を調べることにより、

同時に、政府の労働政策のみならずブルジョアジーのそれをも調べているのである。70—80年代の立法史が、その年代に児童労働法、婦人・年少者深夜業法および1886年法の準備に参加したペテルブルグおよび中央工業地帯のブルジョアジーの政策を反映しているとすれば、条文を作成するのに参加した人々は、その後、ポーランド、ドネツ、ウラル、バクーのブルジョアジーも加えて拡大したことを指摘しなくてはならない。これはすでに全ロシア(Российский)ブルジョアジーの政策であった。

工場立法の分析においては、法律を法律学的見地から検討するのみならず、それらがどのように実施にうつされたか、それらはどのように労働者の生活や状態に反映し、その経済的・政治的結果はどのようなものであったか、を検討すべきである。ブルジョアジーは法律を履行しなかったとか、法律に抜け穴をみつけたとか、等々のはなはだ一般的な評価、あるいは宣告を考慮の外にすれば、これらの諸問題は、本質的には、未だ回答を与えられていないのである。イ・イ・シュルィマーギンは、彼が工場立法の意義を過大評価している、との非難をおそれるかのよう⁴⁾に、1897年法について次のように書いている。「かようにして1897年6月2日法の警察的本質は明瞭である。しかし、にもかかわらず、その進歩的意義を否定することはできない⁴⁾」。ア・エフ・ヴォヴチークは、同じこの法律を分析したのちに、次のような結論に到達している。「法のブルジョアの警察的本質にもかかわらず、その意義を過少評価することはできない⁵⁾」。二人の著者は、工場法は、その欠陥のすべてにもかかわらず、あるいは上述したように、「警察的ブルジョアの本質」にもかかわらず、客観的には、労働者が自分たちの権利のための斗争の課題を理解するのを助け、彼らが団結し統一することを助けたのだ、と強調するのである。その証明として、イ・イ・シュルィマーギンは、たとえば、各章の結論部分にストライキの表をおいている。とはいえ、制定された法律と労働運動の発展との間の直接的関連をそのすべての場合から指摘しうるわけではない。ヴェ・イ・レーニンが1897年法を念頭におきながら、それがロシア労働運動に必然的に不可避免的にあたらしい衝動を与えるであろうとたたっているように、

工場立法が政府やブルジョアジーの政策について労働者の眼をひらかせる、という点は論議の余地がない。しかし、社会民主主義が工場法を政府の貧欲な階級的な政策を暴露することに利用したとすれば、政府とブルジョアジーはそれを自分たちの政治的目的に従属させるよう努力したのである。

工場立法——それはプロレタリアートとブルジョアジーの斗争の結果である。労働運動がより広く、より組織的になると、ブルジョアジーはより大きな譲歩をしなくてはならない。それは、労働政策を定式化するに第1の役割を演ずる国家に対しても同じである。政府はなによりもまず「社会の秩序の保持」に関心をもっており、これが対内政策の分野におけるアルファでありオメガである。階級対立、公然たる政治斗争の発達はそうでなくても経済的發展によってむしばまれていた専制的・貴族の体制を爆破するであろう。このような条件のもとで、橋台(усло́й)を保存するよう期待される政策を遂行するために、政府は、自らをより弱い側の利益を配慮する保護者であるかにいつわった。「現代では、信頼できる番人となるためには、大砲や銃剣や革鞭だけでは不十分である。つまり、政府はもろもろの階級を超越している、政府は貴族とブルジョアジーの利益にではなく公正の利益に奉仕している、政府は富者や強者に抵抗して弱者や貧民を保護するために配慮しているなどということ、被搾取者に吹きこむように努力しなければならないのである。フランスのナポレオンⅢ世や、ドイツのビスマルクやヴィルヘルムⅡ世は、こういう風に労働者に媚態をしめそうとすくなからぬ努力をした。……ロシアをも含めたアジアでは、人民大衆はひどく打ちのめされていて無知であり、父なるツァーリへの信頼をささえている偏見はきわめて強いので、このような策略が大きな成功をおさめている⁷⁾」と。

出版、裁判、高等教育機関、地方自治機関(ゼムストヴオ、都市行政)にあらわれた60年代におけるブルジョアの自由の若干の拡大は、住民の基本的な大衆——農民と労働者——には関係がなかった。こうした諸条件のもとで、政治的自由の欠如のもとでこそ、過渡的な、改革後の時代に適応した様相での封建時代の慣習が反映しているような、政府の慈恵政策が形成されたのであ

る。それは、農民に対する関係においてもっとも完全にあらわれた。労働者に対する関係においては、徐々に諸見解の完成された体系および特定の法律条文へと形づくられていった。これは、たとえば、ア・エフ・シュタツケリベルグを長とする大蔵省の委員会にみられる。「慈恵」の傾向を保存し、ストライキ参加への刑事罰を保存しながらも、その委員会により作成された60年代の工業法規は、一連のあたらしい特色をもっていた。その中には、12才未満の児童を工業における労働に従事させてはいけない、18才未満の年少者の深夜業は禁止される、労働者は外傷 *увечье* をうけたさいに工場主からの補償をうべきである、とのべられていた。この法規の実施を監督するために、工場監督制度が設立されなくてはならない。工業裁判所（ここには労働者からの代表と企業主からの代表が入る）は、労働環境や賃銀の規制、ストライキさえ含む労働紛争の解決などあらゆる難問をあつかうことができた⁸⁾。遅れおくれて、80—90年代になってやっと、政府とブルジョアジーの政策を反映した一連の工場法が作成された。1882年に、工業に児童を雇傭することを制限する法律、1885年に、婦人労働・年少者の労働を深夜業に利用する（これはその時代のもっともするどい問題であった）ことを禁止する法律、1886年に罰金についての法律が出された。この1886年法は、労働者雇傭のほとんどあらゆる側面を規制し、労働者とブルジョアジーの相互関係を規制する基本法の一つとなった。そして1897年に労働日の大きさを定める法律があらわれた。

これら諸法律のすべては、労働者の立ち上がりへの直接的回答であったとはいえ、すべて労働者の参加なしで採択された。政府は、労働者がもっとも騒ぎのたねとする工場生活の諸側面を規制することにより、また搾取の問題で工業家を部分的に抑制することにより、国の状態を強化し、労働者に専制を自分たちの保護者とみる考えをもたせようと努めた。「専制は、労働者階級の個々の層あるいはグループの状態を、彼らが絶対主義と和解するかもしれないときのみ、改善する用意がある（し、実際にときおりそうした）⁹⁾」。政府は、ヴェ・イ・レーニンによれば、1886年法が「即座に労働者を満足させ、

彼らが自分たちの一般的事業、工場主に対する自分たちの斗争のことを忘れさせてしまおう¹⁰⁾と計算していた。ヴェ・イ・レーニン¹⁰⁾は工場法史を検討して、これと労働運動との関連に注目するとともに、またこれらの立法の意義と目的にも注目している。70年代末のストライキへの回答として、「アレクサンドル三世は自分のいわゆる『人民的』(事實は貴族的一警察的)政策に工場法制を加えた」。1884—1885年のストライキは、「再び『慈惠的』政策を前進させた」。90年代中葉のストライキは、政府につらい思いをさせ、「そして政府はこれまでみたこともないようなスピードで、労働日短縮に関する『慈惠的』法律(1897年6月2日)を制定した¹¹⁾」。

工場立法は、はっきりした政治的目的、労働者の中に安寧をもちこみ、革命的反政府的煽動の土台を解消し、労働者大衆の上に政府の統制をうちたてること、を追求している。枢密院は1886年法を承認するにあたって、その法律が「将来に工場のストライキや無秩序を解消できるようにするのを¹²⁾」助けるであろう、との確信をのべていた。こうした政策は、ヴェ・イ・レーニンの指摘したように、ロシアにおいて、とくに労働者のかなりの部分が農村と結びついており、労働運動がまだ弱く、未組織で、部分的な不公平などに反対していても全搾取制度には反対していないような初期の段階には、成功をおさめることができた。

政府もブルジョアジーも、長い間、ロシアには、西ヨーロッパとはちがって、労働者階級が存在しないし、それゆえ、よく考量された、ねばりづよく指導的な政策の助けによって、労働問題の発生を阻止できる、と考えていた。政府は、労働者階級の存在や労働運動の存在をものはや否定できないような時代になってもなお、同様の戦術をとり続けた。問題はここでは、無理解ということにではなく、専制制度の条件においてはそれ以外の政策は不可能であった、ということにあった。第1革命前夜およびとりわけ1905—1907年に若干の動揺をみせながらも、以前の労働政策が維持されたことは、それによって説明される。エス・ユ・ヴィッテは、労働者階級が労働日短縮問題を提起している1896年に、1886年法はその法に与えられた信認にこたえ、不満の原

因となっていたものの多くを解消し、ときおりはげしい形態に移行していた衝突の出現を減少させたと確信をもつてのべたのである。この法律の欠陥は、それが労働日の標準化の問題を解決していない、という点にある。¹³⁾しかし最初の工場監督官の1人であり、1882—1886年の工場法の作成への参加者であったイ・イ・ヤンジュールも、1886年法を全く同じように取扱っていた。さらに時を経て、1905年—1907年の革命ののちになっても、彼は自分の回想録の中で次のようにのべた。もし80年代に「工場生活一般の規制についての問題が満足すべき解決を与えられたとすると……われわれが現在ロシアにおいて、あらゆる点でより理性的であり、自分たちの希望や要求においてよりひかえ目な労働者を有していたであろうことはうたがいない」¹⁴⁾。

政府はいつも「労働する人々」への自らの配慮を故意に強調していた。政府の委員会において労働日標準化に関する法案を審議したさい、エス・ユ・ヴィットばかりでなく出席者たちは全員、一斉に同じことを語った。内務省の代表イ・ゲ・シチェグロヴィトフは、エス・テ・モロゾフ、エヌ・ア・ナイデノフ、ゲ・ア・クレストヴニコフその他、一連の大工業家たちを前にして次のようにねばりづよく繰り返かえていた。「もし労働者たちが、政府は法を制定し、労働者に都合のよい条件をつくり出した、と確信すれば、労働者たちは政府を自分たちの擁護者、庇護者とみるようになるであろう。そして、もしあたらしい法がそのような印象を与えなければ、労働者たちは反政府的な感化の方へ傾むくであろう」¹⁵⁾。枢密院は1897年法を審議し、自分の立場よりみて次のようにこれを強調することを必要と考えた。「草案となっている諸手段は、労働住民の分別ある部分から、あたらしい法は至高の恩恵であり、人民の必要とすることへのわが偉大なる皇帝の慈恵の証明であると、好意的にうけとられるであろう」¹⁶⁾。「社会秩序」の強化のために労働者の必要を部分的に満足させるという思想は、労働者の不具や死亡への企業主の責任に関する、および工場総代制に関する1903年の法案に対する大蔵省の理由書にも、同じくこの法案についての枢密院の論議にも、誤解の余地なく表現されている。「労働者の中において近年に発生している無秩序の基本的原因は、工場主と労働者との間に存在する深刻な対立にある」と述べられている。

働者の間での、ほとんどもっぱら双方の経済的利益にもとづく誤解である。枢密院におけるこれらの法案の審議の過程でこうかたられていた。その当の枢密院は、次のような結論に達した。「政府は、反政府的煽動のための道具として労働者にえらばれた人々の秘密活動を重視するにいたった。審議にのせられた法の制定は結果として、宣伝の成功をかなり減殺することができるであろう¹⁷⁾」。

19世紀90年代末から20世紀初頭にかけて、内務省は一連の調査研究を行ない、労働者の状態は改善を期待されたまま放置されていると自分の眼で確認し、労働政策の一般的方向を定式化した覚え書きをもって立ち上がった。その中には原則的に新しいものは何もなかった。ペ・デ・スヴァトポルク＝ミルスキーは当時内務次官であったが、彼は、労働者の生活には少なからず反政府的宣伝をたやすくする条件がある、とみとめた。そうした条件の中に、まず第1に社会保険が欠如していることを数えた¹⁸⁾。憲兵長官ア・イ・パンテレエフは、労働者の劣悪な物質的生活条件について、工業家による彼らの搾取について、かいた。内務大臣デ・エス・シプチャーギンは、ヤロスラヴリ、コストロマ、ヴラジミル、ニジェゴロドの諸県を視察した結果として、労働者の中での革命的宣伝は拡大しつつある、その宣伝の足がかりは労働者の無秩序である、「政府はこうした場合に労働者を盲目の経済力の専横に委ねておくわけにはゆかない。そうではなく、住民のこれらの諸層の生活上の利益の管理のすべての糸を、適切にかつねばりつよく自分の手にあつめる義務がある¹⁹⁾」、との印象をえていた。

工場法の制定と並行して、政府は、労働運動の参加者たちに対する抑圧的諸手段を、ますます広汎に採用していた。すでに1845年に、ストライキに参加したかどで裁判にかける規則が制定されていた。たしかに、最初は量刑は軽微なものであったが、主要な問題は、政府がストライキ参加者を法廷で追及するという道に立ったことなのである。これは、改革後の時代にも保持された一定の方向なのであった。1886年、罰金と雇傭関係規制に関する法律と同時に、「刑法典」の条文が改正され、ストライキ参加者への、とりわけ「首

謀者」への量刑が、いちぢるしく厳しいものとなった。ストライキを刑事事件とみとめることは、ストライキ参加者への行政的抑圧、同時に警察と軍隊の利用、を伴った。政府はそうした手段を広汎に適用した。1870年に発せられた内務大臣回状は、もっとも活発なストライキ参加者を遠隔の諸県に流刑する権利を地方権力に与え、1881年に採択された特別非常警備令は労働運動参加者に対する法廷をとおさない諸措置への可能性を拡大した。最後に1897年にまたも内務大臣のあたらしい回状がつづいた。そこには、ストライキ事件はこれを裁判の審理に附する必要はない、特別非常警備「令」を利用し、ストライキ参加者たちの問題を行政的方法で解決する必要がある、と記せられていた。

このように、工場法の制定も労働者に対する苛酷な諸手段も、労働運動の発展と結びついていた。慈悲的な方法と抑圧的な方法との交錯は、国の政治制度の本性から流れ出るものであった。ヴェ・イ・レーニンは次のように指摘している。「もちろん政府は、非和協的な労働者をおどしつけ、より弱い、より愚かな、より臆病な人々をながしかの施し物で自分のほうへさそいよせようとするその試みをくりかえすことに、²⁰⁾ けっして飽きないであろう」。ヴェ・イ・レーニンは政府の政策を全体的に評価し、1905年革命ののちにも次のように書いている。「ロシアにおいては、そのとほうもない後進性に²¹⁾ 照応して、労働運動と斗かう農奴制的方法がおそろしいほど優勢を占めている」と。農奴制的方法、これは反抗的労働者の抑圧と、残余のものへの施しとを結びつけた警察的政策のことである。

政府が企業家たちを、労働者に譲歩しないのはよくない、と非難すると、いつもブルジョアジーは、わが国に労働運動が発展しつつあることについては、労働者に対する主政策を十分に厳格にしていない、かつブルジョアジーの政治的要請に注意をむけることができない、あるいはそれをのぞまない政府に科があるのだ、と仄めかした。国の政治的狀態が尖鋭化すればするほど、とくに19世紀末より20世紀はじめに、そうした相互非難がますますひんぱんになった。改革後最初の20年間は、労働者の生活の経済的面へのブルジョア

ジーの攻撃をわずかなりと抑制するような法律は、ほとんど欠如していた。労働運動はその当時は力弱く、かつブルジョアジーは工場法の実施に踏み切ろうとする政府の試みを撃退していた。たとえばブルジョアジーは60年代の工場法案を簡単に拒否した。はじめ、エヌ・ペ・イグナチエフの委員会(1870年)において、その後ペ・ア・ヴァルーエフの委員会(1874年)において作成された工場法規案も、同じようにしてブルジョアジーの賛成を得られなかった。ブルジョアジーは、労資関係は自由な契約を基礎として組み立てられるべきである、と強調し、法案を邪険にあつかつた。^[註1]政府は、労働運動が強まって、もっと断乎とした態度をとらざるをえなくなるまでの間は、簡単に自分の主張をとりさげた。そして、80年代の法律があらわれることになる。政府は、労働運動がいかなる危険を蔵しているものであるかを知り、個別的な譲歩の助けをかりて労働者の不満をやわらげようとつとめた。次第にいわゆる慈恵の政策が形成されてきた。これらすべての法律はブルジョアジーの利益に応えたものであった。しかしながら、ブルジョアジーの代表者、とくに中央工業地帯の繊維工場主の中には、これに賛意を表さないものもあった。政治的経験をもたず、また、習慣的に政府の警察的支援の力を想い浮かべてしまうモスクワおよびヴラジニルの工場主たちは非妥協的であり、工場法に、一方では労働者の無制限の搾取にとっての障害をみとめ、他方では自分たちの収入の圧迫をみとめて、工場法の実施に抵抗した。中央工業地帯の繊維工場主たちの行動は90年代になっても変ることなく、このときには彼らは全力をあげて標準労働日の法律的確定に反対した。

[註1] これら二つの草案は、シュタッケリベルグ委員会の草案にくらべてはるかに遠慮がちであった。それらの中には、児童(12才以上の)の雇傭には年令別の基準を導入する必要があること、彼らが何時間働くべきかを確定する必要があることなどがのべられていたにすぎない。

ペテルブルクおよびポーランドのブルジョアジーの立場はこれと違っていた。彼らは、1882年法、1885年法および1897年法の準備にさいして、単にそれらを支持したのみではなく、一連の諸機会にそれらのイニシヤチヴをとる

ものでもあったのである。ブルジョアジーの個々のグループの立場の相違は、彼らの主観的な質によってではなく、工業の状態によって規定されていた。より近代的な機械によって装備された企業を所有していたペテルブルグおよびポーランドの工場主たちは、基本的力点を労働の強化においており、のみならず彼らはわが国の中央工業地帯の工業家と違って自分の領域内に地元労働力の自由な予備をもってなかったのである。モスクワのブルジョアジーとペテルブルクのブルジョアジーは、利益が一致するときには一緒に行動した。それは労働者の死亡や不具への企業主責任に関する法律への態度を調べるとたやすくわかることである。ブルジョアジーは、その法律はブルジョアジーの影響のみ到達しうる領域への侵入である、とか、予測できない支出が工業に激動をまねくとかさげんでこの法律の採択に一致して抵抗した。ヴィッテが、状態は我慢できないところまできている（「一方では、労働者たち自身が、自力で自分ののぞむだけのものを獲得しようと試みており、そうしたさいに、しばしば望ましくない分子の活動のもとに入りこむ。他方では、労働者たちに対する、下級行政機関の活動が正確に法律に規定されたものによって指導されていないので、しばしば専横的性格をもつようになっている」²³⁾）と、全力をあげてブルジョアジーを説得していたにもかかわらず、企業主たちは自分たちの立場をくずさなかつた²⁴⁾。ブルジョアジーは、しばしばそうであったように、この場合にも法の施行の延期をかちとることに成功した。

ツァーリズムとブルジョアジーの相互関係の問題は、いま一つの問題、労働政策実施における種々の政府部局の役割の問題を結びついている。通常、大蔵省、これはブルジョアジーの省であり、内務省、これは貴族の省である、そしてこれに応じて、前者はブルジョアジーを引卒し、より柔軟な、よりデリケートな政策を実施し、後者は反動的で抑圧的警察的方法しか知らなかった、と考えられている。「大蔵省が工業ブルジョアジーの意志を反映して、労働運動との斗争において、警察的抑圧と結びついた『慈悲』をもって労働者を欺くことを核心とする、より『デリケートな』戦術をとったとすると、内

務省の方は『慈恵』を拒否はしないが、抑圧を採用して突込むことを提案した²⁵⁾、とヴォヴチークはかいている。そこにあつては、大蔵省は「ブルジョアジーの省であつたので、もっとも先の見透しのきくブルジョアジーの要求を表現していた²⁶⁾」、と断言されている。その証明として、ア・エフ・ヴォヴチークは一連の実例を上げている。その中の一つ、工場監督制度の問題について詳しくみることにしよう。周知のように、イ・ア・ヴィシュネグラドスキーが大蔵大臣になった、そして、工場監督制度に対する鋭どく拒否的な態度ができあがつたときには、工場監督制度と工場法制への論難を内容としている、ヴェ・ペ・ベゾブラゾフの労作が²⁷⁾、この省の示唆のもとに公刊されさえしていたのである。工場監督を内務省に移管することも、そこでは「監督官も郡警察署長になる²⁸⁾」との期待から草案作成されていた。しかし、これにもブルジョアジーは抵抗した。のち、内務省は、工場監督を自分の管轄に移すよう要求し、そのことでヴィッテ主宰の部局間連絡会議での争いがあり、次のように結論がついたのであつた。すなわち、工場監督は大蔵省の管轄にのこされるが、地方行政機関への工場監督官の従属をつよめ、かくて工場監督の警察的機能を強化する、というものである。

あらゆる対内政策は、あるいはより正確には、社会的政策は、内務省の掌中にあつてはいたが、例外として工場労働者との関係における労働問題は、大蔵省に、鉱山労働者との関係におけるそれは農業・国有財産省の掌中であつた。特定の場合における執行的機能と懲罰的手段の実行は内務省の役割であつた。ブルジョアジーは「主人」をとりかえることをのぞまなかつたが、しかしだからといって大蔵省がブルジョアジーのより弾力性あるより先の見透しのきく機関になつたわけではない。大蔵省は政府一般の政策を実施した。これら二つの省のあいだの意見の相違は、政策の実行の形態と方法だけにみられる。そのさい大蔵省はブルジョアジーの欲得づくの利益を完全に考慮に入れていた。

労働政策実施における内務省と大蔵省の役割についての諸問題を論じ終えるにあつて、いましばらく、1897年法について、より正確にいえばその法

に対する政府諸部局とブルジョアジーの態度についてみておくことにしよう。周知のように、労働日短縮の問題は、労働強化に第1の関心をもっていたポーランドとペテルブルグの工場主たちによって提起された。しかし、1896年のペテルブルグの労働者のストライキこそが、政府をして、いそいで相応する法案をつくり上げることを余儀なくさせたのであった。モスクワのブルジョアジーは労働日短縮に反対して立ち上がり、大蔵省をはじめ政府全体がその声に耳を傾むけた。政府法案の審議にさいして、内蔵省の代表（シチュエグロヴィートフとセミャーキン）および法務省の代表（ノセンコ）は、労働日を11時間にすべしと提案した。大蔵省の代表（商工局長ヴェ・イ・コヴァレフスキー、エヌ・ペ・ランゴヴォイ、工場監督官イエ・エム・デメンチュエフ、ヴェ・イエ・ヴァルザール）の異議に対する返答として、この3人は、大蔵省はどんな方法によってでも労働者の賃銀の削減を避けるべきだと主張した。

結局のところ、内務省およびその他の部局の代表者たちは決して労働者の庇護者としての役割で立ち上がったのではなかった。彼らは労働者の必要ではなく、国家全般の目的に関心をもっていたのである。彼らは、その助けをかりて「静穏と安寧」が達成できるような そうした道を進もうと試みていた。シチュエグロヴィートフは発言の中で、工業の発展とともに労働者の数も増している、このことは労働問題を「ますます重大な、焦眉でさえある」ものとしている、そして「政府は、その立場から、わが国の農村住民がそうみているように工場労働者も政府に自分たちのかかわらざる擁護者を見るようになることだけを、配慮せざるをえないのである」。政府が秩序の紊乱を予防することに関心をもつものであることを念頭に置きつつ、シチュエグロヴィートフは、工場主たちを、「彼らは自分の労働者の生活の改善に配慮していない」と非難し、もう一度政府の役割の問題に立ちかえ²⁰⁾っている。

問題がブルジョアジーの経済的譲歩に関係しているときでさえも、政府とブルジョアジーとの意見の相違を過大評価すべきではない。ブルジョアジーは、次第に、喜んで家父長制的=慈恵の関係についての政府の命題を支持す

るようになった。ブルジョアジーは、諸工場法が、自分たち自身の利益にそれを利用する可能性を与えていることを理解した。

労働運動が強化した80—90年代に、基本的な工場法が制定されており、工場病院、予診室、労働者住宅、学校、その他、の建設も進んだ。これは無欲の行動ではなく、一連の諸原因によって、また同じく工業における作業とたく結びついている常備労働者の必要最低量を確保しようとの努力によって、ひきおこされたものである。1897年についての資料によると、工場監督下にある企業において、100万人の労働者（全体の70%）に医療扶助 *медицинская помощь* が提供されていた³⁰⁾。その10年後には、医療扶助 *больничная помощь* はすでに150万人（全体の84.1%）に提供されていた³¹⁾。1889年についての資料によると、モスクワ県ボゴロドスク郡では、労働者の約半分は工場主の用意した住居に生活していた³²⁾。中央工業地帯ではどこにおいても、大凡これと同じようなありさまがみられた。工場に附属して、住居以外にも、浴場、場合によっては托児所、産院、養老院が建てられた。徐々にではあったが、工場附属学校数も増大した。1885年にそれは163をかぞえたが、1899年には446（生徒44,400人）となっていた³³⁾。若干の企業においては、住宅建設の融資もおこなわれていた（ソルモヴォ、ベジーツェ、官営諸企業、ドンバスの炭礦、バクーの石油業。それらでは労働者の70—80%は寄宿舍や兵舎様建物にすんでいた）。

周知のように、ロシアには社会保険がなかった〔1912年までは——訳注〕。労働者たちは、疾病、老令（婦人の場合は妊娠時の）扶助を各企業のもとにある罰金からつくられた基金および大蔵省にある一般的資金から受けることができた。この扶助は僅少であり、かつ工場主および工場監督官次第のものであった。一連の地域で、相互扶助金庫やその他作業中に片輪になった労働者に扶助金を与える組織がつくられても、この分野における事情はかわらなかった。一般市民法にしたがえば、労働者は不具に対する賠償をうけることができた。しかし、これは訴訟と結びついており、訴訟はそれ自体複雑であるのみならず、かなりの費用を要する。³⁴⁾ とはいえ、80年代に、とりわけ90

年代には、労働者はますますひんぱんに法廷へむかうようになり、法廷はしばしば不具となったものに年金を支払うよう企業家に義務づけた。80年代に政府は、労働運動の圧迫のもとに、労働者の死亡および不具に対する企業家の責任に関する法案を作成した。これらすべてのことがらが、企業家たちに、私的保険会社に不具から労働者を保険させるという道をとる決意を余儀なくさせた。^[註2] 1888年にわが国に被保険労働者は40,100人をかぞえた。1890年には94,400人、1895年には205,000人、1900年には936,300人であった。1901年と1903年には被保険労働者数は若干減少した。³⁶⁾ 1898年の資料によると、被保険労働者の基本的分布は、ペテルブルグ県で81,200人、エカテリノスララ県で52,900人、リフリヤンド県で43,900人、およびモスクワ県で42,900人であった。³⁷⁾ 私的保険会社での保険は営利性格をもっており、工業ブルジョアジーの支出が増大しても労働者に与えられるものは少なかった。保険会社は労働者に1888年から1898年までに35億9510万ルーブリ支払った。同じ期間に工業家は保険会社に58億5690万ルーブリ納付した。³⁸⁾ このようにして労働者は全金額の大凡³⁾をうけとり、のこりは保険会社の利潤の姿となり、また諸経費支出で消失した。保険会社は、通例、労働者へ支払う年金や扶金を削減するために、ありとあらゆる詭計や労働者へのあからさまな嘘に訴えた。³⁹⁾

[註2] 労働者たちは主として死亡事故について、また同じく完全あるいは永久部分労働力喪失について保険された。一時的労働力喪失、その大部分は外傷であるが、その保険は欠如していた。永久労働力喪失への保険は大凡賃銀1500日分であり死亡事故には1000日分であった。不具となった労働者への補償額は、労働力喪失の程度に応じて異なっていた。

生産におけるブルジョアジーとの直接的な関連を別にしても、労働者たちは工場における労働以外にも複雑な従属の制度でがんじがらめにされていた。この制度は次第に、住居はいうに及ばず、教育、休息、医療扶助 *врачебная помощь* のように直接の工場生活から遠い分野をとり込みながら、複雑に発展した。たとえば、大ヤロスラヴスカヤ・マニュファクチュアの労働者を想い浮かべてみよう。そこに労働者として採用されると、彼は管理部の指図

にしたがって工場の住宅をうけとることができる。彼が家族もちであれば、個別の小部屋をうけとる。もし彼に住宅が与えられないときには、彼は私宅に住むことになるが、その場合には工場から「住宅給 квартирное довольствие」をうけとる。病気になると彼は工場病院にゆく（普通はそこで応急手当だけうける）。工場には托児所があり、彼は自分の子供をそこにあづけることができる。子供たちが成長すると、その工場には小学校がある。労働者は風呂も工場のそれに無料で入る。最後に、老令になると、もし彼が扶養者なしでとりのこされたときには、養老院に入れられる。その他にも次のようなものがある。食糧品の売店が開かれている。こうした工場のすべてに教会が建てられている。工場ではときどき読書会やコンサートがひらかれている。⁴⁰⁾ 中央工業地帯の多くの企業がこのようであった。工場主に対する労働者のこうした従属性は、繊維工業、南ロシアの石炭および冶金業、石油業、砂糖工業の分野でもっともつよまった。⁴¹⁾ その程度が低くかったのはペテルブルグ、モスクワ、リガ、エカテリノスラヴなどの大都市であって、そこでは労働者の大部分は私宅にすんでおり、子供たちは市の学校へかよえたり、またそこには市の病院網もあった等々。1900年についての計算によると、医療扶助、住宅の維持、日常生活上の建物、学校、不具労働者への支払い、にむけられた支出は、工場工業で1320万ルーブリに達し、労働者1人当り平均大凡10.4ルーブリであった。⁴²⁾ 1320万ルーブリは、全労働者の賃銀総額の約5%にあたる。ブルジョアジーが買占めに支出したものの大きさはかくのごとくであった。かような「配慮」制度があるので、工業家たちは労働者のブルジョア的買収と墮落に頼ることに利益を感じなかった。彼らは、ズバドフ型の実験や労働組合が労働者への影響という既存のテコをめっちゃめっちゃにするだろうということで、これらに反対して立ち上がったのである。

生産の分野および労働者の生活の分野の双方での複雑な家父長制的=慈恵制度、工場主へのあらゆる面における従属、これは労働者の先進部分に嫌悪感をよびおこした。それと同時に労働者のもっとも遅れた部分には、国家や企業の所有者は自分たちに配慮しているという表象を与え、工場主の好意と

施物をあてにして、斗争を拒否する思想をよびおこした。

しかし、こうした複雑な制度があったのでブルジョアジーのプロレタリアートへの態度は何の変化もしなかった、と考えるのは正しくないであろう。上述したように、大都市においてはその制度は完成しなかった。同じことは沿バルチック地方、およびポーランド地方についてもいえる。労働者たちと工業家たちとの関係は、ますますブルジョア的性格を帯びていった。すでに最初の工場諸法は、立法当事者たちがこれにとりわけ「慈恵的」な性格を与えようと努力したにもかかわらず、そういったことを証明している。この工場諸法は労働運動の影響のもとにつくられており、1886年法や1867年法の例にみられるとおり、労働者の要求への直接的回答であった。その上、労働運動の90年代末における昂揚以降、労資関係は、法律の基準のみによっては規定されなくなった。上述したように、80年代末以降、ブルジョアジー（とりわけ最大工業諸県の）は、労働者を私的保険会社に保険させるようになり、これと並行して一連の地域では、種々の共済基金、貯蓄貸付金庫その他が発生しはじめた。⁴³⁾労働運動の影響下にあつて、工業家たちは賃銀引上げ、労働日短縮、その他の譲歩を強いられていた。1897年法制定の時期にかけて、ペテルブルグ、ワルシャワ、ペトロコフスカヤ、リブリャンド、エストニアの諸県の大部分の機械製作企業および一部分の紡績工場、また同じく印刷業では、労働日は11時間30分を下まわっており、若干の企業では8—9時間にさえなっていた。⁴⁴⁾1897年法制定ののちも労働者の圧力は弱まらなかった。これは工業家により一層の譲歩を余儀なくさせた。とりわけ1905—1905年の革命の時期には企業家との団体協約もあらわれはじめた。ヴェ・イ・レーニンは、ツァーリズムの慈恵政策について、また「そうした詭計が大きな成功を取めている」ことについてかたりながらも、それとともに、「ロシアにおいてもヨーロッパ的精神が発生しており」、「最近の10—20年間における同種の政策の不成功」がその徴候である、と指摘していた。⁴⁵⁾

労働者に対するイデオロギー的作用は、立法によっても慈恵制度によっても組織化されなかった。労働者のわずかの部分しか初等教育をうけていない

こと、しかし知識を得たいという希望は労働者において非常に大きいこと、それらを考慮して政府は、労働者のこの渴望を専制の政治的目的に役立つ特定の方向での啓蒙にむけるよう努めた。労働者に対するイデオロギー的作用において主要な役割を演じたのは、教会と文部省であった。⁴⁶⁾

ツァーリズムの政策の研究にさいして、通常、ひとびとは工場労働者、より正確に言えば工場監督下にある労働者を考慮においているが、鉱山労働者や官営企業の労働者を視野の外においている。だが鉱山労働者数は一貫して増大しており、90年代末から20世紀初頭には工業プロレタリアートの大凡半であった。鉱山労働者に対する政府の政策は独自のニュアンスをもっており、これを考慮しないでおくわけにはゆかない。たとえば、すでに60年代に、政府は、企業と労働者との拋出によって作動し、不具になった労働者に金を支払い、かつ病人の治療する義務を負った共済基金を開設するよう、鉱山企業の所有者に指示していた。ブルジョアジーの抵抗があったので、こうしたタイプの基金はやっと80—90年代になって、南ロシア、バクー、ポーランド、ウラルに開設されはじめた。基金は全部で28開設された。⁴⁷⁾ 農業・国有財産省は保険の支持者であった。外傷が広く普及した現象となった鉱山業に対して、省は90年代末に、死亡、疾病、労働力喪失、老令の労働者保険規約を作成した。官営企業の労働者に関しては、政府はあまり手を縛られていなかった。それで、官営企業には事故のため不具となったものに一定の額を支払う共済基金がすでに60—70年代に組織されて存在していたし、官営企業における労働日は私的企業におけるそれよりも短かかった（陸軍省の企業には70年代にすでに10時間労働日を実施されており、海軍方面の企業には8時間労働日さえ実施されていた⁴⁸⁾）。官営鉄道および私営鉄道では、政府の決定にしたがって、80年代末から90年代はじめに年金基金および貯蓄・貸付金庫が設立されていた。これらは、労働者・事務員の拋出と国庫および鉄道会社の資金とでつくられ、疾病、災害、勤続に対して年金と扶助金を支給していた。

ア・エフ・ヴォヴチークは1895—1904年を、政府が「労働者に対する自分の政策の主要な見地を研究し作成していた」⁴⁹⁾ 時期であるとしている。彼は、

「反労働者的政策の主要な見地の研究・作成に特別の注意を払い、労働運動とのあたらしい斗争方法を探索し、労働者に対するあたらしい、より弾力的な戦術を作成して⁵⁰⁾いた」と主張している。「あたらしい方法」の探索は、古い「実験済みのツァーリズムの方法が、労働運動と斗かうにあたってすでにあるべき成果をあげなくなっている⁵¹⁾」し、抑圧的手段は成功しないばかりでなく、「しばしば反対の結果をもたらす⁵²⁾」ということから必要とされるにいたった。「あたらしいものの探索は、その本質が次の四点にまとめられるような「国家的プログラム」⁵³⁾の作成へと進んだ。「その第1は、その活動が労働者のあらゆる立ち上がりの原因であるとツァーリズムによって考えられていたところの社会民主主義者との、断乎たる斗争であり、その第2は、労働者階級に対する『慈惠的』政策の継続的实施であり、第3は、労働者への警察的迫害の強化、工場監督にみられるような仮面をかぶったものも、軍隊もふくめて、分岐した警察的機関のすべてを革命的労働運動との斗争に動員することであり、その第4は、労働者に政治斗争を拒否させ、労働者を君主制のまわりに結集させる等々の目的のために『警察社会主義』を利用することである⁵⁴⁾」。

このプログラムのどこにあたらしいものがあるだろうか。抑圧か。しかし、労働運動と斗かうために工場監督、裁判、警察および軍隊を利用することはあたらしくはないのだから、抑圧はあたらしいものでは全くない。著者自身が、60—70年代に労働者に対する軍隊の利用が「系統的性格をつよめていた」とかき、また80年代から「平常的現象」となったと⁵⁵⁾かいたとき、それをみとめているのである。警察については全く言うまでもない。警察は労働運動の歴史の全期間をつうじて、労働者のあらゆる立ち上がりを鎮圧する主要な力であった。革命的社会民主主義者との斗争もおそらくあたらしいものには入るまい。労働者の中での宣伝をリードしていた「望ましからざる人物」、革命家、との斗争は、19世紀において、ツァーリズムの対内政策の課題の一つであった。1870年の回状、70年代における労働者組織の、警察による破壊、80年代における最初のマルクス主義的組織（デ・エヌ・ブラゴエフ、エム・

イ・ブルスネフ、ペ・ヴェ・トチスキーその他)の迫害をこの見取図の中に指摘しうる。

工場監督はツァーリズムの政策の実施において上述のそれとちがった役割も演じた。工場監督の役割は、しばしば文献に評価されているとおり、純粹な警察的機能だけに尽きるわけではなかった。⁵⁶⁾工場監督制度は「慈恵」政策の実行者であり、(農業・国有財産省の鉱山監督機関も同じであるが)ブルジョアジーが雇傭に関する法や労働日に関する法その他を履行するように、ブルジョアジーに働きかけることもした。周知のように、1895年にも大蔵省は、私的保険会社に労働者を保険するさいに工業家が利用しはじめていた労働者からの徴集はいけないと指令した。これは工業家に抑制的な効果をもった。⁵⁷⁾1886年法が1891年に、すでにそこでは60—70年代発生した疾病金庫があり労働者からの徴集もおこなわれていたポーランドの鉱山に拡張適用されることになった際、規則が現われ抛出は縮小させられた。⁵⁸⁾(1886年法は、治療は無料で、工場主の負担で実施されなくてはならぬ、ときめていた)。90年代末に創設された中央工場鉱山問題審判所は、工場鉱山に病院、予診室、薬局を設置することに関する、そこに医療器具、医薬品のセットを装備することに関する、⁵⁹⁾労働者住宅を建設することに関する、義務的規程を制定した。ア・エフ・ヴォヴチークの著書では、革命運動の鎮圧の警察的方針をもっともあからさまに表現したものとして有名な1897年8月12日付内務大臣回状の意義が、特別に強調されている。⁶⁰⁾しかし、これも特別の現象ではないのである。すでに1870年から、著者自身の言葉にしたがっても、「労働運動を斗かうもっとも普及した手段は、行政流刑であった」が、これは1870年の回状に定式化された警察的方針であり、のちには「国家秩序と社会安寧の保安の手段に関する令」の中に定式化されたそれである。^(註3) 61)1897年の回状は、1870年の回状がそのときそうであったように、労働者への態度における標準となった。同様に、刑法典(1845年)にしたがえば、ストライキの首謀者は(彼が裁判にかけられた場合)3週間から3カ月の禁錮をうけ、その他の参加者が7日から3週間の禁錮をうけるであろうとあったことを想起しうる。その

のち、1886年には、反ストライキ条項が強化された。ストライキの首謀者は4カ月から1年4カ月の禁錮をうけ、その他の参加者たちは2カ月から8カ月の禁錮をうける。⁶²⁾

〔註3〕 かようにして、1897年回状はその原型を1870年回状にもっており、現存する規程に立脚していた。1897年回状は、ストライキはいつでも、主として保安令(特別警備令)制上の事件と取扱わるべきこと、したがって煽動者も追隨者もすべて遅怠なく逮捕し、そののち県境の外に放逐すべきこと、とのべていた。

ヴェ・イ・レーニンは「全国家的プログラム」という表現(のちにア・エフ・ヴォヴチークもこれを使用した)を用いながら、『ノーヴォエ・ヴレーミヤ』紙上の一論文に構想されていた、「慈恵の看板」のもとに用達された労働者へのわずかな施し物のことを念頭においていた。しかし、彼の言葉にしたがえば、これは「あたらしいプログラムではな」⁶³⁾かった。過去にも、貯蓄金庫の開設、保険、協同組合などの方法で労働者階級の保守的部分を組織することについての、似たような別の政府草案(パンテレエフ、スヴァトポルク=ミルスキー、シピャーギン)⁶⁴⁾⁶⁵⁾があった。すでに80年代に大蔵大臣エヌ・ハ・ブンゲは、彼の作成した『覚え書き』で、とくに社会主義との斗争方法の問題に触れた。彼は、こうした斗争の成功を労働貴族の成立と関連させた。エヌ・ハ・ブンゲは、労働者を工業企業の利潤分配に参加させるよう提案していた。⁶⁶⁾

20世紀はじめの政府の労働政策におけるあたらしいものとは、労働運動に浸透することであり、労働運動を政府の官僚の監督のもとに純経済的な平和的な方向にひきこむことであった。労働者を専制との政治斗争からひきはなそうとするこの試みは、先行する「慈恵」政策の継続であるばかりでなく、あたらしい事情に適應して、考えるところあってこれを労働者自身の手によだねた近代化された様式であった。しかし、20世紀初頭の労働運動は、ますます政治的色彩を獲得し、「警察社会主義」の枠からはみ出した。ある程度「警察社会主義」と似かよった内容をもつ工場総代制の導入(そのイニシャチヴをとったのは大蔵省であった)も、同様にあたらしい試みであった。この方

法は官僚とブルジョアジーの監督のもとで労働運動を狭い領域に限定するはずであった。しかしながら、ブルジョアジーはそうした実験に入ることをはじめから拒否しており、これからも同じく何もかも得られなかった。ズバトフ主義の経験が企業家たちにオプティミズムをふきこまなかったので、工場総代は全部で数企業で選出されたにすぎなかった。ヴェ・イ・レーニンは、工場総代に関する法律が「労働者代表制の萌芽を警察的・スパイ的精神でもって浸している」にもかかわらず、「それがどんなみにくいものであっても、現代の政治的現実積極的に参加することから」遠ざかるのはゆるされない、と考⁶⁷⁾えて、工場総代制を利用するよう提起していた。

ヴェ・イ・レーニンの言葉によれば、ロシアは、暴力、迫害、禁止にもとづいた、「労働運動と斗かう中世的農奴制的方法」が支配的であった。この方法は、「慈恵」と対立しあうものではなく、相互に補足しあうものとして結びついていた。20世紀最初の数年に、労働問題に関する政策をも含む専制の対内政策に、ストライキの自由についての90年代末の法案や、さらにはっきりとズバトフ主義やにあらわれていた動揺が発生した。⁶⁸⁾しかし政府はこの場合にも、労働者とブルジョアジーの相互関係への指導権を自らの掌中に保持すべく努めていた。専制は第一ロシア革命の時期にさらに大きな動揺をみせた。そのとき専制政府は一セットの法案（ストライキ参加への懲罰条項の廃止、工業裁判所の設置、労働組合の許可、労働日短縮、国営社会保険）をもって立ちあらわれた。政府の動揺および労働問題を許容する道を進もうとする政府の試みは、何ものかを生み出しはしないし生み出せもしない、むしろ、国の経済生活、政府生活におけるあたらしい現象を最小限に見積って専制を保持しようとする努力から生れたものである。実際に、あたらしい道は専制の崩壊のもとにのみ開かれえたのであった。「現在の自由の可能性について、政治的自由の欠如しているところでのストライキの自由について、考えることはこっけいである。裁判なしに逮捕し追放する権利は警察の手にのこされているし、それは専制が存続する限りそのままであろう」。⁶⁹⁾ヴェ・イ・レーニンはストライキ参加への懲罰的条項の廃止に関する90年代大蔵省の草案に触

れてこのようにかいていた。

政府部内においてさえ大きな異論をまねいていた1897年8月12日付回状は1905年はじめに廃止され、おくれて同年8月4日にはストライキ事件を刑事的に⁷⁰⁾ 圧倒することが一時的に中止されたが、地方および中央行政機関に政府にとって好ましくない人物、専制およびその秩序に反対してたちあがるものすべてを抑圧するために広汎な裁量の余地をあたえた「特別非常警備令」は、効力を維持していた。1905年12月2日に、純経済的ストライキの刑事責任を若干緩和する勅令が採択されたが、これと一緒に、鉄道、および「その活動の中止が国家の安全を脅かすか、社会的災厄の可能性をつくり出すかする」あらゆる企業一般におけるストライキ参加の責任についての政令が施行された。かようにして、政府は1905年の革命ののちにも、ストライキへの参加は罰せられるべきであるという以前の立場をとりつづけていた。そして以前と同じく、司法機関で検討するのはごくわずかにとどめ、労働者の行政的鎮圧にたよっていた。

専制は支配諸階級の利益を支持し、その立場から労働問題に関する自らの政策をも遂行したが、しかしこのことは政府の陣営のある独自性を排除するものではない。ヴェ・イ・レーニン⁷¹⁾は次のように指摘している。「専制は、いくらかは農民大衆と小生産者一般の鈍重さに支えられ、いくらかは一定程度独自の政治的組織的勢力と自らを装いながら対立する諸利益の間のバランスをとることに支えられて、支配諸階級の一定程度の利益を満足させるのである」。第一ロシア革命ののち再びこの問題に立ちかえって、ヴェ・イ・レーニンは、専制の独立性により一層立ち入った規定性をあたえた。「ツァーリ君主制の階級的性格は、ツァーリ権力と『官僚制』との大きな独立性を少しも除去しない⁷²⁾」。絶対主義の独自性の土壌の上に、「『ツァーリと人民、人民とツァーリの不可分の統一性』に関する学説、専制権力が人民の諸階層、諸階級の上に立つものであり、……全人民の一般利益を表現するものである、との学説が邪魔されることなく発展し、偽善的に普及し」生育するのである⁷³⁾。これは一定程度農民の政治的観念に反映し、また、労働者階級のかかなり多数の諸層

の政治的観念にも反映した。専制とその全機構を掃きすてるブルジョア民主主義革命は、「人民の利益」の奉仕者としての専制という思想であいまいにされていない労働者階級のために、ブルジョアジーとの自己の斗争に真直な道を開くべきであった。ヴェ・イ・レーニンは次のように主張していた。労働者にとって「政治に対するブルジョアジーの公然たる影響は、あたかも全能で「独立している」かにみえる政府によって隠蔽されている今日のそれよりもはるかに有利である。……全ロシアのプロレタリアートが、労働者はどんな利益のために斗争しているのかをみるように、どのように斗争すべきかを学ぶことができるように、資本家階級との公然たる斗争が労働者にとって必要な⁷⁴⁾のである……」。

- 1) “Отчет по Государственному совету за 1882 г.” • СПБ. 1884 :
 “Отчет по Государственному совету за 1885 г.” • СПБ. 1887 :
 “Отчет по Государственному совету за 1886 г.” • СПБ. 1888 :
 “Отчет по делопроизводству Государственного совета за сессию 1896—1897 гг.” СПБ. 1897 : Отчет по делопроизводству Государственного совета за сессию 1902—1903 гг.” СПБ. 1903 :
 “Труды комиссии, учрежденной для пересмотра уставов фабричного и ремесленного”. ч. 1—2. СПБ. 1863 : “Сборник узаконений, правил и распоряжений, касающихся фабричной инспекции”. Вып. 1—3. СПБ. 1898—1902 : “Материалы по изданию закона 2 июня 1897 г. об ограничении и распределении рабочего времени в заведениях фабрично-заводской промышленности”. СПБ. 1905 : “Тайные документы, относящиеся к закону 2 июня 1897 г.” • Женева. 1898 : “Самодержавие и стачки. Записка министерства финансов о разрешении стачек”. Женева. 1902 : “Труды Общества для содействия русской промышленности и торговли”. Ч. 12. СПБ. 1881 : там же, ч. 24. СПБ. 1898 : “Труды высочайше учрежденного всероссийского торгово-промышленного съезда 1896 г. в Нижнем Новгороде”. Т. 1. СПБ. 1897 : то же. Т. 3, вып. 5. СПБ. 1897 : В. Г. Яроцкий. Страхование рабочих в связи с ответственностью предпринимателей. Т. 1—2. СПБ. 1895 : Ив. Чистяков. Страхование Рабочих в России. М. 1912 : Г. ф. Тигранов. Кассы горнорабочих. СПБ. 1896 : Е. М. Дементьев. Врачебная помощь

фабричным рабочим. СПб. 1899 : А. А. Пресс. Страхование рабочих в России. СПб. 1900 : В. П. Литовинов-Фалинский. Ответственность предпринимателей за увечье и смерть рабочих по действующему законодательству. СПб. 1903 : его же. Фабричное законодательство и фабричная инспекция в России. СПб. 1900.

- 2) И. И. Шельмагин. Фабрично-трудовое законодательство в России. 2-я половина века. М. 1947 : его же, Законодательство о фабрично-заводском труде в России. 1900—1917. М. 1952 ; А.Ф. Вовчик. Политика царизма по рабочему вопросу в предреволюционный период. Львов. 1964 : “Краткая история рабочего движения в России”. М. 1962 : см. также “Очерки истории российского пролетариата”. М. 1963 : С. И. Лерман. Политика царизма по “рабочему вопросу” в 70-80-х гг. века. “Ученые записки” Государственного педагогического института имени В. И. Чкалова. вып. 7. Минск. 1958 : В. В. Сорокин. О некоторых полицейских мероприятиях царизма в рабочему вопросе первой половины 70-х гг. в. “Ученые записки” Смоленского государственного педагогического института имени К. Маркса. 2. вып. Смоленск. 1953 : ср. статью : П. Парадизов. Рабочий вопрос в России в начале 70-х гг. в. “История пролетариата”, 1932, 10, стр. 57—71.
- 3) Э. Э. Крузе. Антирабочая политика монополий / на примере петербургской промышленности /. “Большевистская печать и рабочий класс России в годы революционного подъема 1910—1914” М. 1965, стр. 389—400 : В. Я. Лаверычев. Российские промышленники и рабочее движение в период империализма. “Рабочий класс и рабочее движение в России”. М. 1966, стр. 255—284 : Л. Е. Шепелев. Копартнершип и русская буржуазия : там же, стр. 285—303 : И. А. Бакланова. К вопросу о милитаризации труда в период империалистической войны : там же, стр. 304—313 : А. Я. Аврех. Третьеиюньская монархия и рабочий вопрос. “История СССР”. 1966, том 1, стр. 42—69,
- 4) И. И. Шельмагин. Фабрично-трудовое законодательство в России, стр. 147.
- 5) А. Ф. Вовчик. Указ. соч., стр. 186.
- 6) См. В. И. Ленин. ПСС. Т. 2, стр. 301.
- 7) В. И. Ленин. ПСС. Т. 5, стр. 74.
- 8) “Труды комиссии, учрежденной для пересмотра Уставов фабричного и ремесленного”. Ч. 1, стр. 495—593.

- 9) В. И. Ленин. ПСС. Т. 6, стр. 364.
- 10) В. И. Ленин. ПСС. Т. 2, стр. 59.
- 11) В. И. Ленин. ПСС. Т. 5, стр. 75.
- 12) Н. Н. Полянский. Стачка рабочих и уголовный закон. СПб. 1907, стр. 369.
- 13) "Материалы по изданию закона 2 июня 1897 г. об ограничении и распределении рабочего времени в заведениях фабрично-заводской промышленности", стр. 87.
- 14) "Воспоминания И. И. Янжула о пережитом и виденном в 1864—1909 гг.". СПб. 1910, стр. 189.
- 15) "Тайные документы, относящиеся к закону 2 июня 1896 г.", стр. 18.
- 16) "Отчет по делопроизводству Государственного совета за сессию 1896—1897 гг.". стр. 189.
- 17) "Отчет по делопроизводству Государственного совета за сессию 1902—1903 гг.". стр. 147, 194, 195, 207, и другие.
- 18) "Рабочее движение на заводах Петербурга в мае 1901 года". "Красный Архив", 1936, том 3—76. стр. 62.
- 19) Озеров. Политика по рабочему вопросу в России за последние годы, М. 1906, стр. 138.
- 20) В. И. Ленин. ПСС. Т. 5, стр. 76.
- 21) В. И. Ленин. ПСС. Т. 25, стр. 322.
- 22) [註1] にくみかえ
- 23) "Отчет по делопроизводству Государственного совета за сессию 1902—1903 гг.". Т. 2. СПб. 1904, стр. 137.
- 24) Там же, стр. 140.
- 25) А. Ф. Вовчик. Указ. соч., стр. 52.
- 26) Там же, стр. 314.
- 27) "Наблюдения и соображения В. П. Безобразова относительно действий новых фабричных узаконений и фабричной инспекции". СПб. 1888.
- 28) "Воспоминания И. И. Янжула о пережитом и виденном в 1864—1909 гг." стр. 187.
- 29) "Тайные Докумты, относящиеся к закону 2 июня 1897г." , стр. 20,
- 30) Е. М. Дементьев. Врачебная помощь фабричным рабочим. СПб. 1894, стр. 83, 84.
- 31) Е. М. Дементрев. Врачебная помощь фабричным рабочим в 1907 году.

- СПБ. 1909, стр. 8, 9.
- 32) К. А. Пажитнов. Положене рабочего класса в России. СПб. 1908, стр. 223.
- 33) А. Погожев. Школьно-фабричные нужды России. "Русская мысль", 1894, К, стр. 24.
- 34) В. Г. Яроцкий. Страхование рабочих в связи с ответственностью предпринимателей. Т. 1. стр. 188 и др.
- 35) [註2] にくみかえ.
- 36) С. Н. Прокопович. К рабочему вопросу в России. СПб. 1905, стр. 339.
- 37) А. А. Пресс указ. соч., стр. 28.
- 38) Там же, стр. 19, 21.
- 39) М. Г. Лунц. Из истории фабричного законодательства. Сборник статей, М. 1909, стр. 123, 165, 171 : Л. Б. Бертенсон. По поводу частного законодательства страхования рабочих. СПб. 1903, стр. 6 и др.
- 40) "Ярославская большая мануфактура". М. 1900, стр. 38, 52—83.
- 41) См. Ф. Домбровский. Быт фабричных рабочих по данным первой всероссийской гигиенической выставки, устроенной русским обществом охранения народного здоровья. СПб. 1894 : "производство сахарных заводов гр. Бобинских Киевской губернии". Ч. 1. Киев. 1896, стр. 214—220 : "Двадцатипятилетие товарищества ситценабивной мануфактуры Э. Циндель в Москве. 1874—1899". М. 1899, стр. 24, 26 : "Материалы к истории Прохоровской мануфактуры и торгово-промышленной деятельности Прохоровы. Годы 1799—1915". М. 1915, стр. 265—267, 397—405 и др.
- 42) "Динамика российской и советской промышленности в связи с развитием народного хозяйства за сорок лет 1887—1926". Т. 1. ч. Промышленность 1909 года. М. Л. 1929, стр. 11—12.
- 43) См. Г. Ф. Тигранов. Кассы горнорабочих : его же. Кассы для рабочих на фабриках и заводах и промышленных предприятиях России. "Труды высочайше учрежденного всероссийского торгово-промышленного съезда 1896г. в Нижнем Новгороде Т. 3, вып. 5, стр. 355—368.
- 44) "Продолжительность рабочего дня и заработная плата в 20-ти наиболее промышленных губерниях Европейской России". СПб. 1896, стр. 3—5, 83—84, 127—128.
- 45) В. И. Ленин. ПСС. Т. 5, стр. 74.
- 46) Л. М. Иванов. Пролетариат и самодержавие : некоторые вопросы

- идеологического воздействия на рабочих. "Пролетариат на пути к Октябрю 1917 г. ". Материалы научной сессии по истории пролетариата Ч. 1. Одесса. 1967, стр. 92—106.
- 47) Г. Ф. Тигранов. Кассы горнорабочих, стр: 4.
 - 48) Н. М. Лисецкий. Рабочие в военном ведомстве. СПб. 1906, стр. 28.
 - 49) А. Ф. Вовчик. указ. соч. 6, 49 и сл.
 - 50) Там же, стр. 64, 70, 75, 107.
 - 51) Там же. стр. 313.
 - 52) Там же. стр. 107.
 - 53) Там же, стр. 75, 105.
 - 54) Там же, стр. 105—106, 313—314.
 - 55) Там же, стр. 283.
 - 56) Там же, стр. 215—249.
 - 57) "Сборник узаконений, правил и распоряжений по делам, касающимся фабричной инспекции". вып. 1. СПб. 1898, стр. 77: "Труды высочайше учрежденного всероссийского торгово-промышленного съезда 1896 г. в Нижнем Новгороде". вып. 5, стр. 427.
 - 58) С. Н. Прокопович. К рабочему вопросу в России, стр. 32—33.
 - 59) "Справочная книга для горнопромышленников юга России". Ч. 1. Харьков. 1916, стр. 461—468.
 - 60) А.Ф. Вовчик. Указ. соч., стр. 54.
 - 61) Там же, стр. 254.
 - 62) Н. Н. Полянский Указ. соч., стр. 365, 369—370.
 - 63) В. И. Ленин. ПСС. Т. 5, стр. 73—74.
 - 64) А. ф. Вовчик. Указ. соч., 83.
 - 65) "Рабочее движение на заводах Петербурга в мае 1901 г. ". "Красный архив", 1936, том-3 76, стр. 62—63: "К истории рабочего движения 90-х гг. (Записка пом. шефа- жандармов ген. -ал Пантелеева)". "Иваново Вознесенский губерний ежегодник на 1921 г. ". Иванов о-Вознесенск. 1921, стр. 109—114.
 - 66) Л. Е. Шепелев. Копартнершип и русская буржуазия. "Рабочий класс и рабочее движение в России". М. 1966, стр. 288—289.
 - 67) В. И. Ленин. ПСС. Т. 7, стр. 319.
 - 68) Там же, стр. 127, 314.
 - 69) В. И. Ленин. ПСС. Т. 6, стр. 405.
 - 70) Н. Н. Полянский. Указ. соч., стр. 385.

- 71) В. И. Ленин. ПСС. Т. 6, стр. 363.
- 72) В. И. Ленин. ПСС. Т. 21, стр. 32.
- 73) В. И. Ленин. ПСС. Т. 11, стр. 181.
- 74) В. И. Ленин. ПСС. Т. 2, стр. 109